

第5章 計画の内容



基本理念や基本目標に基づき実施する具体的な施策の内容については、第1期の計画である「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」の内容を引き継ぎ、「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」においても、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に定められた「必須記載事項」を中心に構成しています。

また、「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」においては、本市における「子どもの貧困対策計画」、「子どもの虐待対策計画」に当たる項目を新たに追加し、荒尾市の実情に応じた施策を盛り込みました。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に定められた「必須記載事項」である、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計に当たっては、本市の児童の推計値や保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って、本市の地域特性の整合性等を検証しながら算出しました。

1 法定事業の「量の見込み」及び「確保方策」

I 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、本市の地理的条件から鑑みて、「行政区や小学校校区単位で需給調整を行うには範囲が狭すぎると考えられること」、「本市内の幼稚園・保育所（園）において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること」、「本市は近年他市町村との合併は行っていないこと」等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

II 教育・保育事業

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・認定こども園・保育所（園）の利用実績やニーズ調査の結果により把握した利用希望等を踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された以下の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定 (3歳～5歳教育 標準時間認定)	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定 (3歳～5歳保育 時間認定)	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育 を必要とする児童 (保育の必要性有)	認定こども園 保育所(園) 地域型保育※
3号認定 (0歳～2歳保育 時間認定)	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育 を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持った施設として、都道府県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状と課題】

本市内では、現在、幼稚園が1園、認定こども園（幼稚園型）が5園、認定こども園（幼保連携型）が2園、保育所（園）が9園設置されています。

平成29年度及び平成30年度には、4月1日現在における待機児童数がそれぞれ18人と、近年では最も多くなっていましたが、平成31年4月1日現在においては、利用調整等により待機児童数は3人まで減少しました。しかし、未だ待機児童の解消には至っていません。

待機児童発生理由としては、女性の社会進出の増加による低年齢児童（特に0歳児）の申し込み数の増加や、保育士不足による受け入れ数の伸び悩みが考えられます。待機児童の多くが3歳未満児であることから、3号認定（0歳～2歳保育時間認定）の受け皿の確保方策をより強化する必要があります。

また、国の基本指針においては、質の高い教育・保育事業の提供と、子育て支援の総合的な提供環境の整備が求められていますが、就労形態の多様化や幼児教育・保育の無償化の開始により、1～3号認定における認定変更のニーズも一定程度見込まれることから、保育所（園）の認定こども園への移行等、ニーズへの柔軟な対応が必要になると考えます。

【量の見込み】

教育・保育を必要とする子どもの数は、人口減少の影響下において、少しずつ減少していくものと考えられます。

しかしながら、保育を必要とする子どもの数の割合については、女性の社会進出の増加等により、更なる増加も見込まれるため、2・3号認定（保育時間認定）については今後も高い水準でニーズが生じていくことが予想されます。

「量の見込み」と「確保方策」（令和2年度～令和6年度）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度							
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号					
	施設型給付園+私学助成園	幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	1-2歳	0歳	施設型給付園+私学助成園	幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	1-2歳	0歳	施設型給付園+私学助成園	幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	1-2歳	0歳	施設型給付園+私学助成園	幼児期の学校教育利用希望が強い	左記以外	1-2歳	0歳
量の見込み	402	894	856	394	905	821	375	891	795	368	905	799	343	873	778					
	402	9,885	761	95	394	9,896	730	91	375	10,881	707	88	368	9,896	710	89	343	9,864	692	86
確保方策	幼稚園	50				50				50				50						
	認定こども園（幼稚園部分）	379								379								379		
	認定こども園（保育所部分）		254	176	38					254	176	38					254	176		
	保育所		669	393	153		669	393	153		669	393	153		669	393	153			
	地域型保育事業			13	6			13	6				13	6			13	6		
	企業主導型（地域枠）		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0			
	計	429	923	582	197	429	923	582	197	429	923	582	197	429	923	582	197			
合計	429	923	779	429	923	779	429	923	779	429	923	779	429	923	779					
確保方策一量の見込み	27	29	▲ 77	35	18	▲ 42	54	32	▲ 16	61	18	▲ 20	86	50	1					
自市町村の居住児童の弾力運用分	0	0	77	0	0	42	0	0	16	0	0	20	0	0	0					

※ 2号認定のうち、「幼児期の学校教育利用希望が強い」子どもについては、受入（確保方策）は1号認定でも可。
（アンケート調査結果を基に人数を推計）

【確保方策】

保育所（園）については、平成28年度に公立保育所（園）の荒尾市万田保育園を民営化し、定員を増やすことで受け皿を確保してきましたが、現状のままでこれ以上大きく定員を増やすことは困難な状況です。幼稚園については、平成27年度以降、順次認定こども園への移行を進め、長時間保育が必要な2・3号認定（保育時間認定）の受け皿を確保してきました。

しかしながら、保育が必要な2・3号認定（保育時間認定）の保育ニーズは依然高い水準で推移しているため、令和元年度には、利用定員の調整や定員弾力化に加え、令和元年11月より小規模保育所（A型）の桜山乳児保育園 *fiora* を開設（利用定員は0歳児が6人、1歳児が6人、2歳児が7人の計19人）し、3歳未満児の保育の受け皿を拡充しました。

児童数の減少により、受け皿としての利用定員数は、計画期間の最終年度においては、全ての認定区分において、ニーズへの対応が可能であると考えますが、今後も高い水準で推移する可能性のある2・3号認定（保育時間認定）については、「量の見込み」が「確保方策」である利用定員数を超過する年度が見込まれるため、各年度とも年度当初には利用調整により待機児童が発生しないよう努め、年度途中の利用申請により増加が見込まれるニーズに対しては、定員弾力化等による受入を行うことで対応していきます。

また、低年齢児童の受入に必要な保育士のマンパワー確保のため、保育士確保対策事業等を継続的に実施することで、第2期計画期間内における待機児童の解消を目指します。

〈荒尾市清里保育園の今後の運営の在り方について〉

現在、本市で唯一の公立の教育・保育施設である荒尾市清里保育園については、「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」において、荒尾市万田保育園の民営化後の状況を見た上で、民営化もしくは廃止を検討することとしており、今後のあり方について、地域の実情、保育ニーズに対するサービスの供給状況等を考慮しながら検討を行ったところです。

まず、廃止についてですが、令和元年4月1日時点においても3人の待機児童が発生しており、保育ニーズがサービス提供量を超えている現状や、平成29年度より開始した一時預かり事業（一般型）においては市内で唯一の実施施設として保育ニーズの受け皿確保に関する一定の役割を担っており、「荒尾市子ども・子育て会議」における審議の中でも、この役割の重要性や今後の更なる拡充を求める意見も出されていることから、廃止は困難な状況であると考えます。

次に、民営化についてですが、アンケート調査結果においては、荒尾市清里保育園の今後の運営の在り方について、「分からない」という回答が半数以上を占めており、続いて「民営化等を検討する」、「公立保育所として今後も存続」という順になっています。

民営化を行った場合、本市にとって、老朽化する施設整備に係る費用の削減や公定価格における国・県の補助が活用できるというメリットがありますが、荒尾市清里保育園の所在地である地域の児童数が少ない現状や少子化傾向を考慮すると、民間資本投資の困難さや撤退のリスクといったデメリットも考えられるところです。

荒尾市清里保育園は、本市唯一の公立の教育・保育施設として、配慮が必要な世帯等に関する臨時的な受け皿や、保育サービスの安定的かつ継続的な提供の維持という面において、現在も重要な役割を果たしており、民営化のデメリットである保育サービスの安定的かつ継続的な提供の維持に関する不安や、今後の人口減少と、見込まれる保育ニーズの状況を考慮すると、現行の体制を維持しながら保育ニーズに適切に対応していくことが優先課題であると考えられ、民営化への検討を進めるという判断には至りませんでした。

これらの検討内容を踏まえ、「荒尾市子ども・子育て会議」において審議を行った結果、当面の間、荒尾市清里保育園は公立保育所（園）としての位置づけを継続し、保育サービス提供の安定性・継続性の維持・向上に努めていく方針とします。老朽化している施設への対策としては、施設の修繕・改修を行いながら、子どもの安全確保等にも努めていきます。

